

***NIPPON BUS GROUP***

日本バスグループ加盟条件

平成 28 年 4 月 5 日施行

日本バスグループ

## I 加盟条件

### 1. 対象者

日本国内に本社を構え、営業している架空バス会社のみとする。

### 2. 申請条件

申請する会社は、下記の条件をすべて満たしている必要がある。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 日本国内に本社がある。</li><li>② 日本国内で営業している。</li><li>③ 架空バス会社である。</li><li>④ 運営状況がわかる公式ホームページ又は Twitter アカウントがあり、使用車両も明確である。</li></ul> |
|---|

### 3. 加盟後の対応

#### ア. 社員雇用

社員雇用時に経験不足者の場合、当社規定（イ. 社員定期訓練及びウ. 社員定期訓練規定に記載）に応じた特殊訓練を行うことを必須とする。

#### イ. 社員定期訓練

当グループ各社より選抜された監督者の監視のもと、当グループ加盟の中河内バス株式会社が所有する特殊訓練所及び訓練車にて、1年に2回行う。

#### ウ. 社員定期訓練規定

一人当たり、1年に2回行う。

訓練車に搭載している揺れ感知レーダーにて揺れ度+2以内を合格とする。

訓練車に搭載している走行性能検知機にて80点以上を合格とする。

特殊運転士視線カメラにて不注意行為5回以内を合格とする。

その他監督者により注意点が4つ以内を合格とする。

以上の合格基準を1つでも満たさない者は、3か月の運転技術訓練を実施し、再試験を行う。

再試験にて合格した者は、営業に復帰できる。なお、再試験にて不合格の者は、1年間の運転技術・能力訓練及び健康診断等を実施する。

#### エ. 経営

1日の運転時間は、一人8時間以内とする。また、2時間30分以内に1回の休憩を行う。

ウの基準を満たさない社員については、車両運転を禁ずる。

(乗務員不足などの例外はない。)

一勤務終了後、15時間以内の再勤務は禁ずる。

出庫前にアルコールチェッカーを導入して点呼を行う。

#### オ. 車両

デジタルタコグラフの搭載を必須とする。

ドライブレコーダーの搭載を必須とする。

一定期間の定期点検を実施する。

車両保有年数 10 年を超える車両は、主要車として使用しない。

#### カ. その他事項

運輸安全マネジメント取組状況については、PDCA サイクルによる安全管理体制についての継続的改善と、輸送の安全に係る情報の公表について、それぞれの取組が適切に実施されているかを調査する。

※PDCA とは以下のことである。

P : Plan (安全管理体制の構築)

D : Do (安全管理体制の実施)

C : Check (安全管理体制のチェック)

A : Act (安全管理体制の見直し・改善)

#### 4. 会員証

加盟社を示す会員証は以下の画像である。

これをホームページ、運行車両、各営業所、社員名刺への記載・添付を強制する。



以上